

18 厚生年金保険（給付 2）年金額改定の原則

年金額は毎年度改定され、新規裁定年金は賃金上昇率で、既裁定年金は消費者物価上昇率で改定されるのが原則であると前回（[厚生年金保険（給付 1）給付額](#)）お話ししました。改定は、それぞれ賃金スライド、物価スライドと呼ばれています。この点に関し、数値例を用いつつ理解を深めていきましょう。

2025 年度の新規裁定年金を 23.2 万円、1 人当たり賃金を 37 万円と仮定します。所得代替率は 62.7% になります ($=23.2/37$)。賃金上昇率、消費者物価上昇率をそれぞれ 1.3%、0.8% とします（図表 1）。

（図表 1）賃金スライド・物価スライドの数値例

	2025	2026	2027	…	2042	2043	2044	年度
65歳 (A)	23.2	23.5	23.8	…	28.9	29.3	29.7	
66歳		23.4	23.7		28.8	29.1	29.5	
67歳			23.6	…	28.6	29.0	29.4	
⋮				…				
82歳					26.6	26.9	27.3	
83歳					26.8	27.1		
84歳						27.0		
1人当たり賃金 (B) (1.3%増)	37.0	37.5	38.0	…	46.1	46.7	47.3	
所得代替率 (%) (A/B)	62.7	62.7	62.7	…	62.7	62.7	62.7	

（注）1人当たり賃金上昇率1.3%、消費者物価上昇率0.8%を想定。

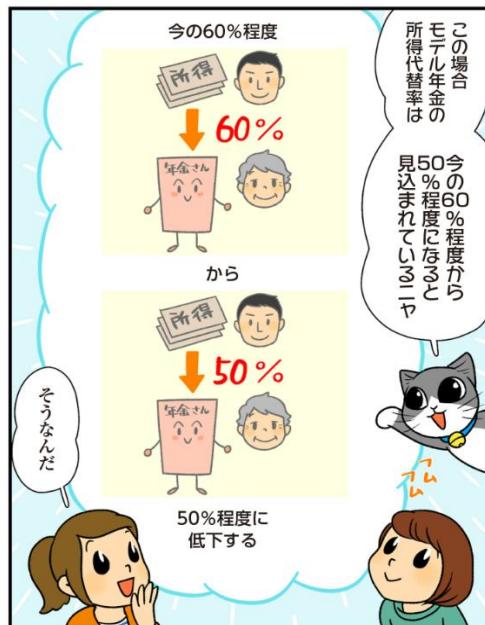
まず、新規裁定年金に着目しますと、2026 年度に 65 歳に到達し新たに年金を受け取り始める人の年金は、賃金スライドにより前年度比 +1.3% 増の 23.5 万円になります。同様に 2027 年度は 23.8 万円となり、それが繰り返されて、例えば 2044 年度は 29.7 万円となります。所得代替率の定義を思い起こしますと、分母は賃金、分子は年金額でした（所得代替率（1）モデル世帯の留意点を参照）。よって、分母である賃金の上昇率と同じ率で分子の年金額を改定していくことにより、所得代替率は時間が経過しても変わらず 62.7% のままです。

次に、既裁定年金に目を移します。今度は特定の人の生涯の年金を追っていきます。2025 年度に 65 歳の誕生日を迎える新規裁定年金 23.2 万円を受け取った人の翌年度の年金額は物価上昇率の 0.8%だけ増額され 23.4 万円となります。こうして既裁定年金については、消費者物価上昇率での改定が繰り返され、この人が 84 歳になった 2044 年度の年金額は 27 万円となります。同年度の新規裁定年金すなわち 65 歳の人の年金額 29.7 万円よりも 2.7 万円低

く、所得代替率を計算すると 57.1%になります。賃金上昇率>消費者物価上昇率といった経済を想定しますと、有体にいえば、年金だけに頼っていては長く生きるほど貧しくなっていきます。

厚生労働省のマンガでは（図表2）、所得代替率に関し 60%、50%という数字が登場しますが、これらは新規裁定年金に限った数値であることに留意が必要です。

（図表2）「いつしょに検証！公的年金」



（資料）厚生労働省「いつしょに検証！公的年金～年金の仕組みと将来～」
第10話給付水準の将来見通し
<https://www.mhlw.go.jp/nenkinkenshou/manga/10.html>

以上は、あくまで原則です。2004年の年金改正によりマクロ経済スライドが導入され、賃金スライドと物価スライドはいったん棚上げされているためです。おおまかにいえば、賃金上昇率および消費者物価上昇率からさらに 1%程度を差し引いた値での年金額改定にとどめられています。すなわち、値切られた改定率となっているのです。2004年改正は、直近における最も大規模な改正であり、かつ、現在も完結しないまま大きな課題を残しています。この点は、後の回で詳しくお話しします。